

# 週刊住宅

2018年(平成30年)6月4日号  
NO. 2815 (毎週月曜日発行)

私が管理を任されていました。学生街のとあるマンションの1室がその舞台である。部屋は50平方㍍の2LDK。立地は最寄りの駅から徒歩で8分くらい。全部で10世帯が入る小規模の賃貸専用マンションである。家賃は月額10万円、契約時に金1ヶ月・仲介手数料1ヶ月はそのほか敷金2ヶ月・礼

# CFネット流 新・大家 実践塾

19 『敷金返還請求の小額訴訟』

19

なぜ2L DKのこの部屋を借りたかというと、あるにあたり、上の弟が慣れるまでの生活をするのがまた。当時の部たばかりで、前に出したそのままで見であったが

弟が上京する求されないため、原告にとつても有意義な提案であつて、兄弟であります。だが原告はやはり、量が目的であつて、低限（畳・襖の張り替えなど）部屋は、空いクリーニング）はお願ひしたい意向であったことで、取り急ぎ業者を手配して、申し込みから5日後には契約人居者が退去の状態での申込書類が提出され、間取りや

ン費用、合わせて約8万円を差し引いた金額を原告指定の銀行口座に振込み、事務手手続きも無事完了したものと認識していた。

そんなおり、茨城県のある市の簡易裁判所から1通の訴状が届いたのである。この訴状によると、主張するところによれば、原告は、被告である市に、金返還請求訴訟の場合、家主側が敗訴するケースがほとんどであった。

■コンサルタント 野崎恭一  
この場で判断という段取りであつたが、私は当日、こちら側の主張を答弁書として持参して提出した。  
次号に続く……

今から15年以前の話になる。

た。  
て  
あ

15  
年前

の數金返還請求訴訟

る事前に提出する準備書面など

家主敗訴のケースがほとんど

議申し立てがな  
けば、当月そ

月分が掛かる条件であつた。

今回の原告(債務人)は本訴訟事件からさかのぼること約1年前にこの部屋を賃貸借契約していた。契約当時、原告はまだ学生であり、本物件から約10分で通える某大学の法学部の4年生であつた。

立地条件が原告の要望には  
ツタリだったこともあり、  
即日の申し込みであった。  
契約に際し、原告も急いで  
いたため、当初は部屋を  
原状有姿のまま引き渡す  
旨の提案をしてみた。

約し、物件を引き渡した。その内容は、先日、敷金清算をしたばかりのその後に原告からの退室预告があり、その1ヶ月後に滞りなく原告から当社への物件届き渡しが終了したのである。当社はその3週間後、「東京ルール」が浸透し始める頃で、少額訴訟での敷金返還請求の事件が増え初

とんどであつたが、私自身も納得がいかず、それが本当なのかどうかにも興味があり、裁判所の呼び出しに応じてみたくなつていった。片道2時間かけて地方の裁判所に出頭した。丁寧に説明と案内をしてくれた。通常ならば互いの主張を事前に提出する準備書面などにより、也異